

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 17 類 糖類及び砂糖菓子</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説</p> <p>この類には、糖類（例えば、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖、果糖）を含むほか、糖水、人造はちみつ、カラメル、砂糖の抽出又は精製の際に生ずる糖みつ及び砂糖菓子を含む。この類の固体の砂糖及び糖みつは、<u>砂糖又は糖みつとしての本来の特性を保持している限り、着色料、香味料（例えば、くえん酸又はバニラ）又は人工甘味料（例えば、アスパルテーム又はステビア）を加えてあってもよい。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>糖の水溶液からなる甘しや糖又はてん菜糖の糖水は、香味料又は着色料が加えられていない場合には17.02項に属し、加えられている場合には21.06項に属する。</p> <p><u>この項には、また、飲料の製造に使用する種類の固体状（粒状又は粉末状のものを含む。）の調製品で、砂糖の特性を失ったものを含まない（21.06）。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>第 21 類 各種の調製食料品</p> <p>（省 略）</p> <p>21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第 17 類 糖類及び砂糖菓子</p> <p>（同 左）</p> <p>総 説</p> <p>この類には、糖類（例えば、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖、果糖）を含むほか、糖水、人造はちみつ、カラメル、砂糖の抽出又は精製の際に生ずる糖みつ及び砂糖菓子を含む。この類の固体の砂糖及び糖みつは、<u>香味料又は着色料を加えてあってもよい。</u></p> <p>（同 左）</p> <p>17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）</p> <p>（同 左）</p> <p>糖の水溶液からなる甘しや糖又はてん菜糖の糖水は、香味料又は着色料が加えられていない場合には17.02項に属し、加えられている場合には21.06項に属する。</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p> <p>第 21 類 各種の調製食料品</p> <p>（同 左）</p> <p>21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略）	（同 左）
<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（1）テーブルクリーム、ゼリー、アイスクリームその他これに類する調製品製造用の粉末（甘味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>ココアを加えてあるかないかを問わず、穀粉、ミール、でん粉、麦芽エキス又は 04.01 項から 04.04 項までの物品をもととした粉末は、ココアの含有量により 18.06 項又は 19.01 項に属する（19 類の総説参照）。その他の粉末は、ココアを含むものは 18.06 項に属する。<u>甘味料として</u>使用する香味付け又は着色した糖類の性格を有する粉末は、17.01 項又は 17.02 項に属する。</p> <p>（2）～（16）（省 略）</p> <p>（17）飲料の製造に使用する種類の粒状又は粉末状の調製品で、砂糖、香味料又は着色料（例えば、植物エキス又はオレンジ、ブラックカラント等のある種の果実若しくは植物等）、酸化防止剤（例えば、アスコルビン酸若しくはくえん酸又はこれらの両方）、保存料等から成るもの。ただし、砂糖の特性を有する調製品は 17.01 項又は 17.02 項に属する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（1）テーブルクリーム、ゼリー、アイスクリームその他これに類する調製品製造用の粉末（甘味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>ココアを加えてあるかないかを問わず、穀粉、ミール、でん粉、麦芽エキス又は 04.01 項から 04.04 項までの物品をもととした粉末は、ココアの含有量により 18.06 項又は 19.01 項に属する（19 類の総説参照）。その他の粉末は、ココアを含むものは 18.06 項に属する。<u>レモネード及び</u><u>これに類する物品の調製に</u>使用する香味付け又は着色した糖類の性格を有する粉末は、17.01 項又は 17.02 項に属する。</p> <p>（2）～（16）（同 左）</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 22 類</p> <p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>（省 略）</p> <p>22.07 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80% 以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>発酵酒及びアルコール飲料は、ある種の糖類を酵母又はその他の酵素により発酵させて得たエチルアルコールを含有する。22.07 項又は 22.08 項のエチ</p>	<p>第 22 類</p> <p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>（同 左）</p> <p>22.07 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80% 以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>エチルアルコールは、ビール、ワイン、りんご酒その他の酒類に含まれているアルコールである。これはある種の糖類を酵母又はその他の酵素により</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ルアルコール（変性させてないものに限る。）は、発酵した製品をその特性を失わせる程度に精製（例えば、蒸留、ろ過等）したもので、無色透明で、発泡性がなく、エチルアルコールの香り及び味のみを有する。エチルアルコールは合成によっても得られる。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、ニュートラルスピリットを含む。ニュートラルスピリットは、一次蒸留して得たもののかなに存在する副次成分（高級アルコール、エステル、アルデヒド、酸等）を殆ど完全に<u>精製工程</u>（例えば、<u>分別蒸留</u>）により除去して得られる水を含有するエチルアルコールである。</p> <p>（省 略）</p>	<p>発酵させ次いで蒸留して得られるか又は合成によって得られる。</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、ニュートラルスピリットを含む。ニュートラルスピリットは、一次蒸留して得たもののかなに存在する副次成分（高級アルコール、エステル、アルデヒド、酸等）を殆ど完全に<u>分別蒸留</u>により除去して得られる水を含有するエチルアルコールである。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 30 類 医療用品</p> <p>（省 略）</p> <p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 及び (B) （省 略）</p> <p>(C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。</p> <p>(1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p>	<p>第 30 類 医療用品</p> <p>（同 左）</p> <p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 及び (B) （同 左）</p> <p>(C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。</p> <p>(1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。</p> <p>この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、<u>血液分画物及びその切断型変異体（部分）</u>で酵素の特性又は活性を有するもの、<u>血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン</u>）を含む。このグループには、また、生物工学的方法によって得られた変性ヘモグロビン（例えば、<i>hemoglobin crosfumaril (INN)</i>, <i>hemoglobin glutamer (INN)</i> 及び <i>hemoglobin raffimer (INN)</i>）のような架橋したヘモグロビン）を含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>（2）免疫產品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>（b）抗体フラグメント：<u>抗体たんぱく質の活性部分で、例えば特定の酵素切断の方法によって得られる。この種の物品には、一本鎖（s c F v）抗体を含む。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。</p> <p>この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。このグループには、また、生物工学的方法によって得られた変性ヘモグロビン（例えば、<i>hemoglobin crosfumaril (INN)</i>, <i>hemoglobin glutamer (INN)</i> 及び <i>hemoglobin raffimer (INN)</i>）のような架橋したヘモグロビン）を含む。</p> <p>（同 左）</p> <p>（2）免疫產品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>（b）抗体フラグメント：<u>抗体たんぱく質の部分で、特殊な酵素切断の方法によって得られる。</u></p> <p>（同 左）</p>
<p>第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（省 略）</p> <p>38.24 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p>	<p>第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（同 左）</p> <p>38.24 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省 略）</p> <p>（45）二つの異なった有機化合物の異性体の混合物：ジビニルベンゼンの異性体（典型的なものは 25~80%）とエチルビニルベンゼンの異性体（典型的なものは 19~50%）の混合物である。ポリスチレン樹脂の<u>重合剤</u>（ジビニルベンゼンの異性体のみが架橋過程に関与する。）として使用する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>（45）二つの異なった有機化合物の異性体の混合物：ジビニルベンゼンの異性体（典型的なものは 25~<u>45%</u>）とエチルビニルベンゼンの異性体（典型的なものは <u>33~50%</u>）の混合物である。ポリスチレン樹脂の<u>架橋剤</u>（両方の異性体が架橋に関与する。）として使用する。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用繊維製品</p> <p>（省 略）</p> <p>59.06 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第 59.02 項のものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）及び（b）（省 略）</p> <p>（c）紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（40.08）。これらの物品と 59.06 項の類似物品とを区別するための基準については、40.08 項の解説（A）参照。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用繊維製品</p> <p>（同 左）</p> <p>59.06 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第 59.02 項のものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）及び（b）（同 左）</p> <p>（c）紡織用繊維の織物類をセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、紡織用繊維の織物類が単なる補強で使用されているもの（40.08）。これらの物品と 59.06 項の類似物品とを区別するための基準については、40.08 項の解説（A）参照。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属 並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属 並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>一覧表</p> <p>71.03 項に該当する貴石又は半貴石</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉱 石</th><th>商 取 引 上 の 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省 略）</td><td>（省 略）</td></tr> <tr> <td>（削 除）</td><td>（削 除）</td></tr> <tr> <td>（省 略）</td><td>（省 略）</td></tr> </tbody> </table>	鉱 石	商 取 引 上 の 名	（省 略）	（省 略）	（削 除）	（削 除）	（省 略）	（省 略）	<p>一覧表</p> <p>71.03 項に該当する貴石又は半貴石</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉱 石</th><th>商 取 引 上 の 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（同 左）</td><td>（同 左）</td></tr> <tr> <td>タルク</td><td><u>ステアタイト、ソープストーン（凍石、石けん石）</u></td></tr> <tr> <td>（同 左）</td><td>（同 左）</td></tr> </tbody> </table>	鉱 石	商 取 引 上 の 名	（同 左）	（同 左）	タルク	<u>ステアタイト、ソープストーン（凍石、石けん石）</u>	（同 左）	（同 左）
鉱 石	商 取 引 上 の 名																
（省 略）	（省 略）																
（削 除）	（削 除）																
（省 略）	（省 略）																
鉱 石	商 取 引 上 の 名																
（同 左）	（同 左）																
タルク	<u>ステアタイト、ソープストーン（凍石、石けん石）</u>																
（同 左）	（同 左）																
<p>第 73 類 鉄鋼製品</p> <p>（省 略）</p> <p>73.08 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (e) （省 略）</p> <p style="text-align: center;"><u> *</u> <u> *</u> <u> *</u></p> <p>号の解説 7308.30 この号には、各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアを含む。</p>	<p>第 73 類 鉄鋼製品</p> <p>（同 左）</p> <p>73.08 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (e) （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>																
<p>第 83 類 各種の卑金属製品</p>	<p>第 83 類 各種の卑金属製品</p>																

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省 略）</p> <p>83.03 卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品</p> <p>（省 略）</p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p>（a）各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドア（73.08）</p> <p>（b）火災、衝撃及び破碎に耐えるように特別に設計された容器で、その壁が穴あけ又は切断による破壊攻撃に対して特に大きな抵抗性を示さないもの（94.03）</p>	<p>（同 左）</p> <p>83.03 卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品</p> <p>（同 左）</p> <p><u>この項には、火災、衝撃及び破碎に耐えるように特別に設計された容器で、その壁が穴あけ又は切断による破壊攻撃に対して大きな抵抗性を示さないものは含まない（94.03）。</u></p>
<p>第 87 類</p> <p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説</p> <p>（省 略）</p> <p>未完成の車両は、<u>組み立ててあるかないかを問わず</u>、それが完成した車両としての重要な特性を有する場合に限り、完成した車両としてその所属を決定する（通則 2（a）参照）。例えば、次のような物品がある。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 87 類</p> <p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>総 説</p> <p>（同 左）</p> <p>未完成の車両は、それが完成した車両としての重要な特性を有する場合に限り、完成した車両としてその所属を決定する（通則 2（a）参照）。例えば、次のような物品がある。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 94 類</p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション</p> <p>その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具</p> <p>（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、</p> <p>発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>	<p>第 94 類</p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション</p> <p>その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具</p> <p>（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、</p> <p>発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
<p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 (省 略)</p> <p>下記の除外例を除くほか、この項には、すべての腰掛け（この類の注 2 に規定した条件に従う場合に限り、車両用のものを含む。）を含む。例えば、次の物品を含む。安樂いす、ひじ掛けいす、折畳みいす、デッキチェア、幼児用高いす、他の腰掛けの背部に掛けるように設計した子供用の腰掛け（車両用のものを含む。）、グランドファーザーチェア、ベンチ、寝いす（電熱装置を有するものを含む。）、背付き長いす、ソファー、厚く詰物をした長いすその他これに類するもの及びスツール（ピアノ用スツール、製図用スツール、タイピスト用スツール及び二つの機能を有するスツールステップ）、<u>音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3 又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する腰掛け</u> (省 略)</p>	<p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 (同 左)</p> <p>下記の除外例を除くほか、この項には、すべての腰掛け（この類の注 2 に規定した条件に従う場合に限り、車両用のものを含む。）を含む。例えば、次の物品を含む。安樂いす、ひじ掛けいす、折畳みいす、デッキチェア、幼児用高いす、他の腰掛けの背部に掛けるように設計した子供用の腰掛け（車両用のものを含む。）、グランドファーザーチェア、ベンチ、寝いす（電熱装置を有するものを含む。）、背付き長いす、ソファー、厚く詰物をした長いすその他これに類するもの及びスツール（ピアノ用スツール、製図用スツール、タイピスト用スツール及び二つの機能を有するスツールステップ） (同 左)</p>
<p>第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 (省 略)</p> <p>95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） (省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省 略) (c) 音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3 又はビデオ</p>	<p>第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 (同 左)</p> <p>95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） (同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (同 左) (c) 音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3 又はビデオ (新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>カセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する腰掛け</u> (94.01)</p> <p><u>(d) パズル</u> (95.03)</p> <p>(省 略)</p>	<p><u>(c) パズル</u> (95.03)</p> <p>(同 左)</p>